

(案)

就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業実施要綱

1. 目的

就労移行支援、就労継続支援における障害者（利用者）の在宅就労（在宅における就労に向けた訓練含む。以下同じ。）を推進するために、事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を支援することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、実施主体は、事業の一部又は全部を外部に委託することができる。

3. 対象者

就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者、就労継続支援B型事業者（以下「就労系障害福祉サービス事業者」という。）とする。

4. 事業内容等

- (1) 都道府県等は、管内の就労系障害福祉サービス事業者からの「就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入計画書」（様式1-1、様式1-2）に基づき、在宅就労の導入に要する費用を補助する。
- (2) 都道府県等は、本事業により在宅就労を導入した就労系障害福祉サービス事業者に対し、就労系障害福祉サービス事業者における在宅就労の導入状況について、「就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入実績報告書」（様式2-1、様式2-2）により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める。

5. 補助額

1事業所あたり上限250万円

在宅就労1人当たりに係る単価は上限25万円

6. 補助対象経費

在宅就労の実施に用いる、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など。

※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。リース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分に限る。

※2 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

7. その他

補助対象経費のうち、「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野のICT導入モデル事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」その他国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けているものについては、本事業の補助対象とならないこと。

8. 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。